

## 会議報告書

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名          | 令和5年度 第5回三郷市介護保険運営協議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 日 時          | 令和6年2月13日(火) 午後1時から午後1時50分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 場 所          | 三郷市役所 本庁舎 東別館 第一会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 出席者<br>(17名) | <p>【会 長】 草薨 博昭</p> <p>【副会長】 今澤 正夫</p> <p>【委 員】 丸山 敏子、神谷 功一、晝間 章、佐久間 史晃、秋葉 明、須賀 翼、齋藤 義治、須本 晃夫</p> <p>【事務局】 益子 敏幸(いきいき健康部長)</p> <p>原山 千恵(いきいき健康部理事兼副部長)</p> <p>中村 一之(介護保険課長)</p> <p>平山 陽子(介護保険課長補佐)</p> <p>石綿 英治(介護保険課主幹兼介護給付係長)</p> <p>伊藤 美咲(介護保険課介護認定係長)</p> <p>山根 花枝(介護保険課介護給付係主任)</p> <p>茂木 光司(長寿いきがい課長)</p> <p>齋藤 嗣幸(長寿いきがい課課長補佐兼長寿いきがい係長)</p> <p>大杉 吉正(長寿いきがい課長寿いきがい係主任)</p> |
| 傍聴人          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 次 第          | <p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 部長あいさつ</p> <p>4 議題</p> <p>(1) 介護保険条例の改正(案)について</p> <p>(2) 各基準条例の改正(案)について</p> <p>(3) 令和6年度三郷市介護保険特別会計予算(案)について</p> <p>(4) 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメントに対する回答(案)について</p> <p>5 事務連絡</p> <p>6 閉会</p>                                                                                                                                            |
| 資 料          | <p>資料1 『三郷市介護保険条例』の改正について</p> <p>資料2 『三郷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例』等の改正について</p> <p>資料3 令和6年度 三郷市介護保険特別会計予算(案)</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |

|  |                                                                                |
|--|--------------------------------------------------------------------------------|
|  | 資料4 「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」に対するパブリック・コメント手続きの結果の公表について<br>計画書（案）の P.76～P.77 |
|--|--------------------------------------------------------------------------------|

## ●議事結果／確認事項

### <議 題>

- ① 介護保険条例の改正（案）について
- ② 各基準条例の改正（案）について
- ③ 令和6年度三郷市介護保険特別会計予算（案）について
- ④ 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメントに対する回答（案）について

## ●報告事項・その他(連絡・確認事項)

- ・来年度介護保険運営協議会の開催について
- ・丸山委員退任について

## 【会議要旨】

### 1 開会

- ・司会者（中村課長）が開会を宣言

### 2 会長あいさつ

- ・草薨会長よりあいさつ

### 3 部長あいさつ

- ・益子部長よりあいさつ

### 4 議事

司会 それでは、議事に入ります。議事の進行については会長にお願いいたします。

会長 本日は傍聴希望者はありません。また、委員の過半数が出席していますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

#### ① 介護保険条例の改正（案）について

会長 議題①「介護保険条例の改正（案）について」事務局からご説明願います。

事務局 ・資料1に基づき、説明。

会長 ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。ご意見、ご質問は無いようですので、議題①についてはこれで終了いたします。

#### ② 各基準条例の改正（案）について

会長 続いて、議題②「各基準条例の改正（案）について」事務局からご説明願います。

事務局 資料2に基づき、説明。

会長 ご意見、ご質問があればお願いいたします。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 須賀委員  | 条例改正に至る理由がよくわからなかったのですが、通常は、「こういう問題があるので、それを解決するために仕組みを変えます」という検討の過程があると思います。条文の説明だけでなく、変更の理由がわかるような説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局   | 国の省令が改正になりましたので、それに伴って市の条例に影響する部分を改正することになります。市独自の改正という部分は特にありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 須賀委員  | 本案の改正内容の中に、ケアマネジャーの一人当たりの取扱い件数の見直しがありますが、これは問題があるから見直しになるのではないのでしょうか。そういう中身の説明がないと、我々も意見を出すことが難しいです。一人当たりの取り扱い件数の見直しということは、多く受けられるようになるということでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局   | ご指摘の通りです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 秋葉委員  | 現在の一人当たりの取扱い件数の上限は 35 件で、35～39 件はグレーゾーンというかプラン作成費の減算なしで受けることができます。40 件になると減算ということになります。ケアマネジャーが不足している現状があるので、一人当たりの上限を上げるということになるのでしょうか。上限は 44 件までになるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局   | オンラインの活用で、そうなります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 秋葉委員  | 現在、私のところでは事務員を配置したりオンライン対応などによって体制ができていますので、44 件までは減算にならないように届出を出してやっています。今後の改正によって、届出を出さなくても 44 件までは減算にならないようになります。ICT に対応していれば 49 件までは減算にならず、これまでの金額でプラン作成費がもらえることになります。どの事業所もいっぱいいっぱいやっているもので、上限を超えて減算になっても一件あたりの動き方は変わりません。「減算になるのでこれ以上は受けません」という事業所もあります。また、ケアマネジャーが多いなど体制が充実していて、プラン費が多くもらえる特定事業所という事業所があります。特定事業所の上限は 35 件です。質を確保して、その分、一人当たりの料金を多くもらっています。件数が増えるとサービスの質が落ちるといいう懸念からでしょう。しかし、今後は特定事業所の件数を上げたいのだと思います。 |
| 佐久間委員 | 3 年に一度、介護保険法の改正があります。その時には国が事例検討会などでよく話し合っただけで決まった上で各管轄に降りてくると思うので、たどっていけば詳細な理由は必ずあるはずですが。先ほどの秋葉委員のご意見のように、ケアマネジャーが少なかったり、合格率が下がってきている問題などが背景にあると思います。また、人口オーナス期に入っている地方都市では、そうしないと回っていかないというのが現実なのだと思います。                                                                                                                                                                                                                   |
| 丸山委員  | それから 2025 年問題も大きく影響していると思います。サービスを受けられない人がたくさん出てくる恐れがあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 須賀委員  | ありがとうございます。そういう実質的な説明が欲しかったのです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 須本委員  | 問題解決のためにケアマネジャーを増やす施策があればいいと思うのですが、その方策として何かやっていますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局   | 介護人材の確保についてはこれまでも色々やっていますが、今のところ、国、県の事業に協力するという形で取り組んできています。今後は市独自の事業も検討していきたいと思っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

- 丸山委員 職員を募集してもなかなか集まらない状況にあります。
- 秋葉委員 先ほどケアマネジャーの合格率が下がっているという話もありましたが、そもそも国家資格を取得してから5年たないと受験できないという条件があります。以前よりも受験のための要件も厳しくなっていて、さらに5年ごとに更新するにも準備が必要となります。業務をしながら定期的に更新研修を受けなければなりません。あと、給料の問題もあります。また、ケアマネジャーの高齢化が進み、車で利用者の所に行くのも大変になってきている人もいます。ICT化も難しい状況です。
- 丸山委員 平均年齢は53歳です。
- 秋葉委員 ケアマネジャーの高齢化は進んでいるのに、新しい人がなかなか入ってきていません。
- 丸山委員 厚生労働省からのアンケート調査がきましたが、45分から1時間かかりました。ここに色々書かせていただきました。
- 佐久間委員 一人当たり取扱い件数の上限が44件に上がることによって、ケアマネジャーの収入が上がる見通しになりますか。
- 丸山委員 現状ではそんなにできないと思います。求められている業務内容がすごく多いのです。
- 秋葉委員 50件近く担当したことがあるのですが、日々の記録や書類作成の業務があることに加えて、急変する方への対応が同時に出てくることもあるので大変でした。急変する方への対応が入ると、事務的なことがなかなかできなくなります。医療系サービスを入れるのはとても大変です。利用者によって色々なケースがあるので、それを44件もつということは、かなり大変な状況が予想されます。1か月20日として44人を受け持つとすると、単純計算で1日あたり2〜3件回ることになります。しかし、書類を作る時間などを考えると、実際には1日当たり最大5件くらいは回らないといけなくなります。そうならないように、現在は40件前後に抑えています。プラン費が多ければ給料が上がるかというと、経費もかかるのでそうはなりません。
- 佐久間委員 葛飾区に面している地域だと、都内に働きに行く方が割が良いのです。市内のケアマネジャーは少なく、周りの市区のケアマネジャーが三郷市内の方を担当していることが多いので、ケアマネジャーの処遇改善に市として取り組めれば素敵だなと思います。
- 丸山委員 本当になんとかしていただきたいです。
- 佐久間委員 埼玉県北部とはだいぶ違うと思います。
- 会長 ありがとうございます。ほかに何かご意見、ご質問はありますか。なければ議題②はこれで終了いたします。

### ③ 令和6年度三郷市介護保険特別会計予算（案）について

- 会長 続いて、議題③「令和6年度三郷市介護保険特別会計予算（案）について」事務局からご説明願います。
- 事務局 資料3に基づき、説明。
- 会長 ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 佐久間委員 表記の仕方について述べさせていただきます。たとえば、2枚目の歳出の合計額

が 109 億円、総務費は 1 億 7,000 万円、介護給付費が 101 億円ということです。おそらく介護給付費の構成比は約 92% となると思います。今回の介護保険法改正では生産性向上を重点的にとらえています。生産性向上の観点から、地域支援事業費は増えるべきですし、介護給付費に還元されるべきでしょう。一方、総務費は下がっていくというような推移を年次で追いかけて見やすく表現すれば、生産性向上に寄与していることがわかりやすくなると思います。

丸山委員 私は葛飾区で 22 年間ケアマネジャーをやっていますが、三郷市の利用者から依頼がきます。葛飾区と比べると三郷市の認定調査費は安いですが、今回、葛飾区の認定調査費が上がるということですが、そのあたりのことも考えていただきたいと思います。

事務局 認定調査費については来年度見直す予定です。

会長 ありがとうございます。ほかに何かご意見、ご質問はありますか。なければ議題③はこれで終了いたします。

#### ④ 第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメントに対する回答（案）について

会長 続いて、議題④「第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメントに対する回答（案）について」事務局からご説明願います。

事務局 資料 4 に基づき、説明。

会長 ご意見、ご質問があればお願いいたします。

須賀委員 1-2 の介護職、介護支援専門員の人材確保、処遇改善に関する回答はこの内容でいいのでしょうか。国県等と連携して取り組むということや、市独自といっても他自治体を参考にするであったり、市としては考えないと言っているように感じます。もう少し「頑張ります」というような内容を入れた方がいいと思います。

事務局 市としても試験的に取り組もうと考えていることがありますので、回答の表現を考えたいと思います。

須賀委員 三郷市の地域特性があると思います。県内の他地域と比べても違うし、全国と比べても違うでしょう。せっかく市として考えているのであれば、表現した方がいいと思います。

会長 ほかに何かご意見、ご質問はありますか。なければ議題④はこれで終了いたします。本日の議題はこれで終了いたします。進行を事務局にお返しします。

#### 5 事務連絡

司会 12 月 14 日に会長と副会長から市長へ答申を行ったことを報告。委員報酬の振込日と来年度の介護保険運営協議会（第 1 回を 7 月下旬から 8 月に開催予定）について連絡。丸山委員の退任意向について報告。

- ・丸山委員より退任のあいさつ

#### 6 閉会

- ・今澤副会長より閉会のあいさつ